

令和2年度 市民税・県民税申告受付書

提出期限は3月16日です。

様方様

「個人番号」欄には個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

(切り取らないでください。)

令和2年度 市民税・県民税申告書

館山市長様
令和 年 月 日提出
個人番号
現住所
1月1日現在の住所
フリガナ
氏名
生年月日
世帯主名
電話番号

※受付者 ※データ入力 0 申告 控除追加
※宛番 ※指定番号 ※追加内容
※世番 ※受付
給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市・県民税の納付方法
給与天引きを希望
自分で納付を希望
家屋敷課税 2号 2号親族

所得金額表
雑所得
給与収入
公的年金等
その他
事業等
農業
利子
不動産
配当
株式等
証券投資信託
外貨建
その他
総合譲渡・一時
繰越損失のある方は該当項目に○をつけて金額を記入してください。(雑損失・純損失)
分離課税に係る所得金額

※印の欄には記載しないでください

所得合計

所得控除
雑損
医療費
区分
社会保険料
①社会保険 ②国民健康保険 ③国民年金 ④介護保険 ⑤後期高齢者医療保険
小規模企業共済等掛金
控除額は、支払った第1種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額
生命保険料
新生命保険料の計
旧生命保険料の計
新個人年金保険料の計
旧個人年金保険料の計
介護医療保険料の計
地震保険料
地震保険料の計
旧長期損害保険料の計

配偶者等
氏名 個人番号 続柄 生年月日 同居・別居 障害者の時
配偶者の合計所得金額
同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)
扶養
特定老人 内同居
その他16未満 内同居
特障
本人該当
特障 基礎 330,000円
控除計

あなたが右記のいずれかに該当するときは項目に○を付けてください
障害者 障害の程度
寡婦 死別・離別
勤労 学校名
身・精・他 級 寡夫 生死不明 学生
所得のなかった方の記載欄
1. 下記の人より、扶養(援助)を受けていた。※別居の場合は住所を記載してください。
氏名 続柄
住所
2. 次のような収入があった。
老齢福祉年金 遺族年金 障害年金 その他()
3. 雇用保険(失業保険)・生活扶助を受けていた。
4. 貯金により生活していた。
5. 上記以外の方は、昨年の状況を記入してください。

専従者
氏名 個人番号 主配・その他 控除額
氏名 個人番号 主配・その他 控除額
氏名 個人番号 主配・その他 控除額
氏名 個人番号 主配・その他 控除額
住宅借入金控除前所得税
住宅借入金等特別控除可能額
居住開始年月日
所得税課税標準
特定取得 1. 該当 2. 特別該当 3. 非該当

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「区分」の□に「1」と記入してください。

◎住所が市外にある方で市内に居住用家屋・事業所がある方

区分	1.家屋敷	2.事業(務)所	市内の住所	事業(務)所・家屋敷に居住する人
----	-------	----------	-------	------------------

◎所得の内訳

所得の種類	所得の生ずる場所・支払者の氏名・名称	収入金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

◎給与所得 給与所得がある場合は記入してください。ただし、前年1月から12月まで同一の会社等に勤務し、給与所得の源泉徴収票を提示する場合は不要です。

(勤務先又は職種)
 月～月
 (日収又は月収円) (日数又は月数) ①
 × =
 (勤務先又は職種)
 月～月
 (日収又は月収円) (日数又は月数) ②
 × =
 (勤務先又は職種)
 月～月
 (日収又は月収円) (日数又は月数) ③
 × =
 ④賞与 (収入金額合計)①+②+③+④

◎総合譲渡・一時所得がある方

	種目	①収入金額 ^円	②必要経費 ^円	③差引金額(①-②) ^円	④特別控除 ^円	特別控除後の金額(③-④) ^円	所得金額 ^円
総合譲渡	短期					㉞	㉞+(㉜+㉝)×1/2
	長期					㉟	
	一時					㊱	

◎分離課税所得がある方

	種目	①収入金額 ^円	②必要経費 ^円	③差引金額(①-②) ^円	④特別控除 ^円	⑤所得金額(③-④) ^円
短期譲渡	一般					
	軽減					
長期譲渡	一般					
	特定					
株式等の譲渡等	一般分					
	上場分					
上場株式等の配当等						
先物取引						
山林					(特別控除+青色申告控除)	
退職			(退職所得控除)			

◎分離課税所得の損失がある方

	本年度分から差し引く繰越損失	翌年以後に繰り越される損失の金額
株式等		
配当等		
先物取引		
居住用財産の損失		

◎市外の控除対象配偶者等・扶養親族に関する事項

氏名
住所
氏名
住所
氏名
住所

◎特定配当等や特定株式等譲渡所得等で所得税と異なる課税方式

全て申告不要を選択 一部申告不要を選択 総合・分離区分の変更

◎配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額又は株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割控除額	円

◎寄附金に関する事項

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、下欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円	千葉県	円
住所地の共同募金会、日赤支部分(都道府県、市区町村分(特例控除対象以外))		条例指定分	館山市

◎事業税に関する事項

非課税所得など
 損益通算の特例適用前の不動産所得
 事業用資産の譲渡損失など
 損失額、被災損失額(白)
 前年中の開業
 開始・廃止
 月 日
 他都道府県の事務所等

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません